



信州医療センターが 看護師の特定行為研修指定研修機関に指定されました

保健師助産師看護師法の一部改正により、2015年10月から「特定行為に係る看護師の研修制度」が開始されました。これにより、従来医師が行っていた一部の診療行為を、特定行為として看護師が実施できるようになりました。この特定行為を実施する看護師を養成するのが「特定行為研修指定研修機関」です。研修を修了した看護師が患者さんの状態を見極めることで、タイムリーな対応が可能になります。

1 指 定 日 令和2年2月26日

2 研修期間 令和2年10月から 1年間

3 研修場所

指定研修機関の信州医療センターで講義・演習等を実施

信州医療センターの他、阿南病院、木曽病院、こども病院で実習を実施

4 研修内容 《領域別パッケージ研修は長野県内では初めての取り組みです》

領域別パッケージ研修【在宅・慢性期領域】

{ 呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連 ろう孔管理関連 }
{ 創傷管理関連 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 }

*科目に「小児の特殊性」を独自に追加しています

5 受講定員 6名

長野県立信州医療センター
（事務部長）白鳥 博昭
（担 当）永井 将志
電 話 026-246-5511（代表）
F A X 026-248-3240
E-Mail shinshu-med-cent@pref-nagano-hosp.jp

長野県立病院機構本部事務局
（事務局長）蔵之内 充
（担 当）本藤美奈子
電 話 026-235-7152（直通）
F A X 026-235-7161
E-mail honbu@pref-nagano-hosp.jp